



空き家の管理は適切に

栗原市空家等対策計画に基づいて、適切に管理されていない空き家などの所有者に対して指導を行っています。

空き家などの管理は、所有者や管理者の責務です。

万が一、第三者への被害が生じた場合には、所有者などに責任が問われる可能性があります。

修繕や解体、敷地内の除草など、適切な管理をお願いします。

※栗原市空家等対策計画は、市ウェブサイトまたは、各総合支所で閲覧できます。

問 建設部都市計画課

☎(22)1154
各総合支所市民サービス課

プラスチック製容器包装の再資源化に協力を

市では、プラマークが表示されているプラスチック製容器包装を資源ごみとして収集し、活用しています。

ごみ集積所に出された資源ごみの中には、最近、汚れているものが多く混ざっており、再資源化できない場合があります。ごみ集積所にごみを出

す前に、もう一度確認し、資源のリサイクルに協力してください。

●対象 食料品や日用品などのプラスチック製の容器や包装のうち、プラマークが表示されている次のような物

□袋類（レジ袋、菓子や野菜などの袋や包装）

□容器類（弁当、卵、ヨーグルト、豆腐、カップ麺の容器）

□ボトル類（ペットボトル以外、シャンプー、液体洗剤などのボトル）

□トレイ類（精肉、刺身、果物などの生鮮食品のトレイ）

□緩衝材（発砲スチロールなど）



▲資源ごみとして出せるプラマーク

●出し方

容器や袋の中を水で洗い、異物が入っていないことを確認し、指定日にごみ集積所にある収集ネットに入れてください。

※プラマークがついたレジ袋などに入れて保管している場合は、

袋の口を縛らずにそのまま収集ネットに入れてください。

●再資源化のために

汚れているものは、目で見ても汚れが分からない程度、家庭内で保管に支障がないよう臭いが出ない程度まで汚れを落とし、水を切ってから出してください。

※食用油の容器など汚れが簡単に落ちないものや食品のラップは燃やせるごみに出してください。

※容器包装以外のハンガー、スプレー、スポンジ、タッパーなどは燃やせるごみに出してください。

問 市民生活部環境課

☎(22)3350

フリーングシェルターを開放します

県内で熱中症特別警戒情報が発表された際に、市が指定する施設をフリーングシェルター（涼める場所）として開放します。

●フリーングシェルター指定施設

- 市役所
- 各総合支所
- 市消防庁舎
- 市立図書館
- 栗原文化会館
- 若柳公民館
- 細倉マインパーク

ナーを開催します。

誰でも参加できます。ぜひ、お越しください。

●日時

9月6日（金）

午後1時30分～4時

●場所

若柳ドリーム・パル

●入場料

無料

●内容

基調講演

演題 安全・安心して働く場を創造～現場での働き方～

講師 医療法人財団弘慈会 石橋病院

介護課介護士長兼法人介護職員統括部長

遠藤 悟氏

シンポジウム

□当事者、支援者の立場から

活動紹介、展示・販売コーナー

□障害福祉サービス事業所などで生産した製品の展示・販売

※手話通訳員が通訳を行います。

問 市民生活部社会福祉課

☎(22)1340

食中毒を予防しましょう

食中毒を起こす細菌は、腐敗菌とは違い、食品の中で増殖しても色や味に変化はないので、汚染されていることに

気付きません。

高温多湿の夏は、細菌が増殖しやすくなります。

家庭では、次のことに注意しましょう。

●食中毒予防のポイント

□調理の前後に手の洗浄・消毒を行う。

□冷蔵庫の中は7割程度とし、詰め過ぎに注意する。

□魚介類を調理する場合は、流水で表面をよく洗浄し、内臓を取った後も十分に洗浄する。

□生の肉や魚を切った後は、包丁やまな板を一度洗ってから、野菜などの生で食べる食品を切るようにする。

□加熱調理する食品は、十分に加熱する。

□調理後の食品は、長く放置せず、早く食べる。

問 市民生活部健康推進課

☎(22)0370

宮城県大崎保健所栗原支所

☎(22)2115



栗原市テレビ回覧板

問 企画部市政情報課 ☎(22)1126

k h b東日本放送が提供するテレビのデータ放送サービス「k h bテレビ回覧板」で、市政情報の発信を行っています。ぜひ、ご覧ください。

●掲載情報

市政情報、観光情報、災害情報（避難所開設など）

●利用方法

1 テレビのリモコンの5チャンネルを押す

2 dボタンを押す

3 テレビ画面の「栗原市のテレビ回覧板」を選択し、決定ボタンを押す

※ボタンの配列や表記は、リモコンによって異なります。

※栗原市のテレビ回覧板が表示されない場合は、テレビの設定でお住まいの郵便番号が登録されているか確認してください。

い・ど・う市民セミナー受付中

問 企画部市政情報課 ☎(22)1126

市の取り組みなどを、市民の皆さんに解説します。市の職員が集会や会合に直接出向く現地開催と、ウェブ会議システムを使用したオンライン開催があります。

なお、一部セミナーメニューは、YouTube市公式チャンネルで動画を公開していますので、ご覧ください。



●申し込み 市政情報課、各総合支所市民サービス課に備え付けのガイドブックを確認の上、開催希望日の1カ月前までに申し込みください。

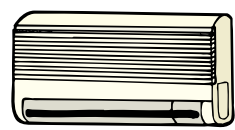
※詳しくは、ガイドブックまたは、市ウェブサイトで確認してください。

ビジネスチャレンジサポート事業補助金

市内で新たに開業する小規模事業者を対象に、店舗の改修や設備導入費用、賃借料の一部を補助します。

●対象 次の全てに該当する人

- 新たに店舗などを開業する小規模事業者
- 市内商工会の会員または、会員になることが見込まれること



問 市民生活部環境課

☎(22)3350

□新規出店に関して他の補助金を受けていないこと

□週5日以上営業、または活動していること

※その他にも条件があるので、事前に、問い合わせてください。

●補助金額

□店舗改修・設備導入補助率 対象経費の2分の1以内（限度額50万円、開業年度のみ）

□店舗等賃借料補助率 対象経費の2分の1以内（限度額月額4万円、最長1年間）

□研修参加費補助補助率 対象経費の3分の2以内（限度額20万円、最長1年間）

●申請方法 産業戦略課に備え付けの申請書類に必要書類を添付の上、直接提出してください。

※詳しくは、市ウェブサイトを確認いただくか、問い合わせてください。

問 商工観光部産業戦略課

☎(22)1220

